

# 文化ファッション大学院大学学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、先鋭的で独創的なファッション価値の創造と、具現化を実現するために、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培うことにより、文化・社会の発展に寄与するとともに、ファッション産業の分野において貢献しうる高度専門職業人の育成・輩出を使命・目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

3 点検、評価等に関する規程は別に定める。

## 第2章 研究科・専攻の組織及び教育目的等

(研究科・専攻)

第2条 本大学院は、専門職大学院とし、専門職学位課程のファッションビジネス研究科を置く。

2 ファッションビジネス研究科に、次の専攻を置く。

(1) ファッションクリエイション専攻

(2) ファッションマネジメント専攻

(教育研究上の目的)

第3条 本大学院のファッションビジネス研究科は、豊かな社会の創出や課題の解決を具現化するファッション知財を創造し、世界市場に提案することができる高度専門職業人として必要な理論と実務の両面にわたる能力を培うことを教育研究上の目的とする。

2 ファッションクリエイション専攻は、世界のファッションビジネスにおいて、新たなファッション知財を具現化できるデザイナーやモデリスト等のクリエイターに必要な能力を持つ高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

3 ファッションマネジメント専攻は、世界のファッションビジネスに貢献する、理性と感性、グローバルな視点を兼ね備えたマネジメント能力を持つ高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

(標準修業年限・最長在籍年数)

第4条 本大学院の標準修業年限は2年とし、在籍年数は6年を超えることはできない。

(入学定員・収容定員)

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

ファッションビジネス研究科

ファッションクリエイション専攻	入学定員 50名	収容定員 100名
ファッションマネジメント専攻	入学定員 30名	収容定員 60名

(附属施設)

第6条 図書館・学生寮、その他必要な附属施設は同一法人の学校と共用とし、これに関する規程・規則は別に定める。

### 第3章 教育課程等

(授業科目等)

第7条 本大学院の授業科目、単位数は、別表1のとおりとする。

(単位認定・成績評価・単位数の計算)

第8条 本大学院において、授業科目を履修した者に対しては、試験その他の本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

2 成績評価は学修成果、授業への参加意欲等を総合して決定し、その評価は次による。

90点以上をAA、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をEとし、C以上を合格、Eを不合格とする。またP(認定)を置き、科目の合否のみを判定する評価とする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

4 単位履修に関する細則は別に定める。

(他大学院における授業科目の履修)

第9条 各専攻において教育上有益と認めるときは、本大学院の学生が他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位数がその専攻の修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本大学院の学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第10条 各専攻において教育上有益と認めるときは、本大学院の学生が当該専攻に入学す

る前に大学院において履修した授業科目について履修した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を当該専攻に入学した後の当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の単位は、前条の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて各専攻が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

#### 第4章 課程修了の認定及び学位の授与

（専門職学位課程の修了要件）

第11条 専門職学位課程の修了要件は、各専攻に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、50単位（ファッションクリエイション専攻では「修了作品」及び「ポートフォリオ」の審査での合格、ファッションマネジメント専攻では「修了研究プロジェクト報告書」の審査での合格を含む）以上を修得した者を修了者とする。

（学位の授与）

第12条 専門職学位課程を修了した者には、専攻により次のとおり学位を授与する。

ファッションビジネス研究科（専門職学位課程）

ファッションクリエイション専攻	ファッションクリエイション修士（専門職）
ファッションマネジメント専攻	ファッションマネジメント修士（専門職）

#### 第5章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第13条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 前項の学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から3月31日まで

- 3 年間の授業日数は、年間35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第14条 本大学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 6月23日
- (4) 春季休暇
- (5) 夏季休暇
- (6) 冬季休暇

- 2 学長は、必要がある場合は前項の休業日を臨時に変更することができ、また臨時の休

業日を定めることができる。

## 第6章 入学・休学・復学・退学・除籍・再入学

(入学)

第15条 専門職学位課程に入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

- (1) 大学を卒業（学士取得）した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程（修業年限が4年以上）を修了し、高度専門士の資格を取得した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本大学院において、個別の審査により、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳以上の者

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学志願手続)

第17条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の検定料を納入しなければならない。

(入学手続)

第18条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の学費を納入しなければならない。

(休学・復学)

第19条 病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、前期又は後期授業開始日までに所定の休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。なお、必要に応じて、事由を証明する書類（診断書、その他）を提出しなければならない。

2 休学願を提出するときは、原則として本人又は保証人が登校し、その事由等につき本

人が所属する専攻の専攻長と面談するものとする。

- 3 休学期間は、その学年末までとする。ただし、特別の事情があるときは、引続き休学を願い出ることができる。
- 4 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。ただし、留学生が徴兵のため休学する場合は、休学期間には算入しない。
- 5 休学期間は、在籍年数に算入する。ただし、留学生が徴兵のため休学する場合は、在籍年数には算入しない。
- 6 休学者が復学を希望するときは、休学期間最終日までに所定の復学願を提出することにより復学することができる。ただし、復学願は教学事務室開室時のみ提出できるものとする。

#### (退学)

第20条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとするときは、所定の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

#### (除籍)

第21条 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者は、除籍する。

- 2 最長在籍年数6年を経て修了できなかったときは、除籍する。
- 3 正当の理由がなく6カ月以上修学しない者は、除籍する。
- 4 指定された期間内に理由なく履修登録しない者は、除籍する。
- 5 休学者が休学期間を過ぎても復学を願い出ない場合は、休学期間最終日をもって除籍する。

#### (再入学)

第22条 退学者が再入学を希望し、再入学を希望する年度の開始3カ月前までに所定の再入学願を提出したときは、それを許可することがある。ただし、再入学願の提出は退学後3カ年以内に限る。

- 2 再入学願の提出後、教授会が正当な事由ありと認め学長が許可した場合、原籍に再入学できる。
- 3 再入学許可を得た者は、指定の期日までに所定の学費を納入しなければならない。

## 第7章 教職員組織

#### (教職員)

第23条 本大学院には学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員を置き、すべての教職員が協働するものとする。

- 2 本大学院には前項のほか、副学長、その他必要な教職員を置くことができる。

(職務)

第 24 条 学長は、本大学院の校務をつかさどり、所属の教職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を補佐して学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 教授は、学生の教授に当たるとともにその研究を指導し、又は研究に従事する。
- 4 准教授は、学生の教授に当たるとともにその研究を指導し、又は研究に従事する。
- 5 助教は、学生の教授に当たるとともにその研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 7 事務職員は、事務に従事する。

## 第 8 章 運営会議・内部質保証委員会

(運営会議・内部質保証委員会)

第 25 条 本大学院に、運営会議・内部質保証委員会を置く。

- 2 運営会議・内部質保証委員会に関する規程は別に定める。

## 第 9 章 教授会

(教授会)

第 26 条 本大学院に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する規程は別に定める。

## 第 10 章 入学検定料・学費

(入学検定料・学費)

第 27 条 入学検定料は次のとおりとする。

全コース共通 入学検定料 35,000 円

- 2 学費は、入学金、授業料、演習実習費、教育充実費とし、前期及び後期にそれぞれ指定期日までに納入しなければならない。その額については別表 2 のとおりとする。
- 3 休学したときは、学費として休学期間の授業料の 2 分の 1 の休学在籍料を納入しなければならない。ただし、留学生が徴兵のため休学する場合は、休学在籍料の納入を求めないものとする。
- 4 既納の学費は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で指定の期日までに入学手続の取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還することがある。
- 5 経済的事情により学費を延納しなければならなくなったときは、直ちにその旨書面で届け出て、許可を得なければならない。

## 第 11 章 科目等履修生、聴講生

(科目等履修生)

第 28 条 一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、教授会の議を経て、学長が科目等履修生としてこれを許可する。

2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(聴講生)

第 29 条 一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、教授会の議を経て、学長が聴講生としてこれを許可する。

2 聴講生に関する規程は別に定める。

## 第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 30 条 本大学院は、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規程は別に定める。

## 第 13 章 賞罰

(表彰)

第 31 条 成績及び人物ともに優れた者については表彰することがある。

(懲戒)

第 32 条 懲戒の対象となる行為を行った場合については、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。懲戒に関する規程は別に定める。

## 第 14 章 規程の改廃

(規程の改廃)

第 33 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

### 附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から改定施行する。

### 附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から改定施行する。

### 附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から改定施行する。

### 附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附 則**

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から改定施行する。

別表1

ファッションビジネス研究科  
 ファッションクリエイション専攻 ファッションデザインコース

2026年度（令和8年度）入学生

1年					2年					必要	
	科目	前期	後期	単位		科目	前期	後期	単位	単位	
必修	基礎研究・創作	●	●	6	必修	クリエイション造形Ⅱ	●		2	19	
	クリエイション造形Ⅰ	●	●	4		修了研究・創作	●	●	6		
	ファッションビジネスアイデアソン	集中		1							
選択	アパレルCADオペレーション	●		1	選択	知財マネジメント論	●		2	31	
	アパレル3DCADⅠ	●		1		ファッションデザイン&ソサエティB	●		2		
	アパレルテキスタイル演習	●		1		ファッションプロダクトディレクション	●		1		
	アパレル人間工学	●		2		ブランド起業演習	●		1		
	クリエイティブドレーピング	●		1		コンピュータニット	●	●	2		
	サステナブルファッションA	●		2							
	素材論	●		2							
	デザイン・ディベロップメント	●		1							
	美学	●		2							
	ファッションデザイン&ソサエティA	●		2							
	メンズウェアの構造とデザイン	●		2							
	Luxury Fashion Experience	集中		2							
	アドバンスドCADデザイン		●	1							
	アパレル3DCADⅡ		●	1							
	アパレル生産		●	1							
	インターンシップ（デザイン）		●	2							
	サステナブルファッションB		●	2							
	デザイナーブランドの商品企画		●	2							
	ファッションAIとメタバース		●	2							
	Fashion Business Communication		●	1							
ファッション文化論		●	2								
ニットデザイン	●	●	2								
合計										50	

ファッションビジネス研究科  
 ファッションクリエイション専攻 ファッションテクノロジーコース

2026年度（令和8年度）入学生

1年					2年					必要
	科目	前期	後期	単位		科目	前期	後期	単位	単位
必修	基礎研究・創作	●	●	6	必修	ファッションテクノロジー理論Ⅱ	●		2	22
	ファッションテクノロジー理論Ⅰ	●	●	4		ファッションテクノロジー演習Ⅱ	●		1	
	ファッションテクノロジー演習Ⅰ	●	●	2		修了研究・創作	●	●	6	
	ファッションビジネスアイデアソン	集中		1						
選択	アパレル3DCADⅠ	●		1	選択	知財マネジメント論	●		2	28
	アパレルテキスタイル演習	●		1		ブランド起業演習	●		1	
	アパレル人間工学	●		2		プロダクションテクニクⅡ	●		2	
	アパレルCADパターンメイキング	●		2		コンピュータニット	●	●	2	
	サステナブルファッションA	●		2						
	素材の特性・応用	●		2						
	素材論	●		2						
	ドレーピングⅠ	●		1						
	ニットCADⅠ	●		1						
	美学	●		2						
	ベーシック・ソーイング	●		2						
	メンズウェアの構造とデザイン	●		2						
	Luxury Fashion Experience	集中		2						
	アパレル3DCADⅡ		●	1						
	インターンシップ（テクノロジー）		●	2						
	クリエイティブシンキング		●	1						
	サステナブルファッションB		●	2						
	デザイナーブランドの商品企画		●	2						
	ドレーピングⅡ		●	1						
	ニットCADⅡ		●	1						
ニューテクノロジー演習		●	2							
ファッションAIとメタバース		●	2							
Fashion Business Communication		●	1							
プロダクションテクニクⅠ		●	2							
ラグジュアリー・メソッド		●	2							
合計										50

ファッションビジネス研究科  
 ファッションマネジメント専攻 ファッション経営管理コース

2026年度（令和8年度）入学生

1年					2年					必要	
	科目	前期	後期	単位		科目	前期	後期	単位	単位	
必修	アカウンティング	●		2	必修	修了研究プロジェクト	●	●	6	21	
	基礎研究プロジェクト	●		2							
	経営戦略	●		2							
	ファッションマーチャンダイジング論	●		2							
	ブランドマネジメント演習	●		1							
	マーケティングリサーチ	●		1							
	マーケティング論	●		2							
	先行研究プロジェクト		●	2							
ファッションビジネスアイデアソン	集中		1								
選択	アドバンスド・ファッションプロダクト	●		2	選択	Global Marketing Strategy	●		2	29	
	アパレル造形論	●		2			経営情報システム演習	●			1
	サステナブルファッションA	●		2			繊維産地の活性化とファッションビジネス	●			2
	素材論	●		2			知財マネジメント論	●			2
	組織と人材マネジメント	●		2			ファッションビジネス起業論	●			2
	デジタルマーケティング&コマース	●		2							
	ブランド論	●		2							
	Luxury Fashion Experience	集中		2							
	インターンシップ（経営管理）		●	2							
	クリエイティブシンキング		●	1							
	サステナブルファッションB		●	2							
	デジタルコマース演習		●	1							
	Digital Technology in the Fashion Industry		●	2							
	デジタルマーケティング演習		●	1							
	PBL		●	2							
	ファイナンス		●	2							
	ファッションAIとメタバース		●	2							
	ファッションと消費者意識		●	2							
	Fashion Business Communication		●	1							
	ファッション文化論		●	2							
Fashion Merchandising Management		●	2								
マーケティングコミュニケーション		●	2								
ロジスティクス論		●	2								
合計										50	

## 別表 2

## 学費

## 1年次

(単位：円)

専攻・コース	ファッションクリエイション専攻		ファッション マネジメント専攻
	ファッション デザインコース	ファッション テクノロジーコース	ファッション 経営管理コース
入学金	300,000		
授業料（前期）	550,000		
演習実習費	240,000	240,000	170,000
教育充実費	210,000		
入学時納入額合計	1,300,000	1,300,000	1,230,000
授業料（後期）	550,000		
納入額合計（後期）	550,000		
年間納入額合計	1,850,000	1,850,000	1,780,000

## 2年次

(単位：円)

授業料（前期）	550,000		
演習実習費	170,000		
教育充実費	210,000		
納入額合計（前期）	930,000		
授業料（後期）	550,000		
納入額合計（後期）	550,000		
年間納入額合計	1,480,000		